

一般財団法人CHIKYUJIN留学生支援機構 入会規則（法人・団体用）

この規則は、一般財団法人CHIKYUJIN留学生支援機構（以下「当会」という）の運営する「CHIKYUJIN日本留学プログラム」（以下「本プログラム」という）における法人・団体賛助会員（以下「会員」という）に関する規則を定めたものである。

（目的）

第1条 当会と会員は、諸外国のころざしのある若者に日本で“学びながら働く”機会と場を提供し、日本そして日本人のころ、文化、技術、等々を吸収し、延いては祖国の発展に貢献する人財を育てることを目指し、相互間で協力して本プログラムの円滑な推進を図る。

（入会申込）

第2条 本プログラムの目的に賛同し、会員となることを希望する「法人・団体」は、所定の入会申込書、および本規則第5条に定める会費を添えて申込むものとする。

（会員期間）

第3条 前条の申込みに対し当会が入会を承認した日を入会日とし、会員期間は入会日から1年間とする。期間満了の3か月前までに会員から書面による申し出がない限り同一の内容で1年間更新し、以後も同様とする。

（退会）

第4条 会員は、会員期間の途中であっても、当会に対し6か月前までに書面により通知することより、退会できるものとする。

（賛助会費）

第5条

1. 会員は、当会からの請求書を受領した月の翌月10日（銀行休業日に当たる場合は翌営業日）までに当会が指定する銀行口座に賛助会費（以下「会費」という）を納入するものとする。
2. 会費は年会費とし、金額は次のとおりとする。
一口あたり 200,000円/年
3. 一旦納入された会費は、理由の如何を問わず返還しない。会員期間中に退会した場合の未経過分の会費も同様とする。

(特典)

第6条 会員は次の特典を受けることができる。

1. 海外インターンシップ支援（受入・企画）
2. 海外ビジネスツアー
3. 現地広報活動支援
4. マーケティング支援
5. 正社員・アルバイトスタッフの採用に向けた相談・支援
6. メールによる会報の無料配信サービス
7. 各種セミナー・フェアへの参加案内
8. 当会と提携する現地法人が運営するウェブサイトへのバナー掲載

(事前承認)

第7条 会員が、広告宣伝またはパブリシティ等を目的に当会の名称・略称・マーク・ロゴタイプ（CI等）を使用して、印刷物の制作・配布、ウェブサイトへの制作・掲載等をするときは、事前に当会に対し承認を求めることとする。

(反社会的勢力の排除)

第8条 当会および会員は、自己または自己の役員および従業員が次の各号に該当する者または団体（以下、「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、保証する。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等
- (6) 政治活動・社会運動等標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力集団等
- (8) 反社会的勢力共生者

(会員資格の喪失)

第9条 会員は次の事由によってその資格を失う。

1. 所定の退会手続を完了したとき
2. 本規則第5条に定める会費の支払がないとき
3. 振出手形・小切手につき不渡り処分を受けたとき
4. 租税公課の滞納処分を受けたとき
5. 第三者から差押え、仮差押え、仮処分がなされたとき
6. 破産、民事再生又は会社更生等の申立てがなされたとき
7. その他、当会の活動主旨に反する行動、当会の信用を失墜する行為があるなど、当会が会員として不適格と判断したとき

8. 当会が合理的理由に基づき、会員が次の各号に該当すると判断したとき
- (1) 反社会的勢力である場合、または反社会的勢力であった場合
 - (2) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して以下の行為を行った場合
 - (ア) 違法なあるいは相当性を欠く不当な要求
 - (イ) 有形力の行使に限定しない示威行為などを含む暴力行為
 - (ウ) 情報誌の購買など執拗に取引を強要する行為
 - (エ) 被害者団体など属性の偽装による相手方への要求行為
 - (オ) その他「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で禁止されている行為
 - (3) 相手方に対して、自身が反社会的勢力である、または、関係者である旨を伝えるなどした場合

(秘密の保護)

第10条

1. 当会はこのプログラムの遂行により知り得た会員の個人情報もしくは営業機密については、会員が退会後も、第三者に漏洩しないものとする。
2. 会員は、本プログラムの遂行により知り得た当会もしくは留学生の個人情報について、退会後も、第三者に漏洩しないものとする。

(周知活動への協力)

第11条 当会は、本プログラムの周知活動の一環として、会員名等を当会のホームページ等に掲載することがある。会員は周知活動に協力するものとする。

(免責事項)

第12条

1. 当会が仲介した留学生および第三者との間で生じた係争については、当事者間で解決を図るものとし、当会は一切の責任を負わないものとする。ただし、必要に応じ当会はその解決を支援する。
2. 第9条各項の規定により会員資格を喪失し、それにより会員に損害が生じたとしても、当会は一切の責任を負わないものとする。

(本規則の変更)

第13条 当会が必要と判断した場合、会員の承諾を得ることなく本規則の内容変更を行う。なお、当会の変更後の内容についてホームページに公開し、会員への周知を図るものとする。

平成27年 5月19日制定

平成27年 9月 1日改訂